

生活保障の不安定化に関する分析 ——「生活費用の担い手」の動態へのアプローチ——

西村 幸満

I 問題の所在

われわれの生活が個人の就業と家族の支援（個人保障）だけで成り立たないことは知られており、企業により提供される福利や職業訓練（企業保障）と、政府による所得再分配や年金制度、雇用政策などの社会保障をあわせて生活保障のあり方を把握する考え方が広まっている（大沢 2007, 広井 2008, 宮本 2009, 西村 2009）¹⁾。なかでも、戦後日本の特徴は、本人あるいは親の雇用が長期安定し、政府による社会保障の機能が小さく（宮本 2009）、企業が社会保障のエージェントとして機能して、われわれの生活を支えていることである（藤田 1997, 駒村 1997, 西村 2009）。近年の日本で生じている生活の不安定化は、これらの生活保障のバランスの機能不全、あるいは既存の仕組み自体に内在する逆機能に起因すると考えられている（大沢 2007）。

このような生活保障の枠組みは、主に比較福祉国家論から提示されたが、労働問題研究からもワークライフバランスという観点でとらえられるようになった（大沢 2006, 佐藤・御船 2006）。どちらの分野の研究も、工業社会における雇用を生活の重要な要素と位置づけながら、ポスト工業社会における雇用の弱体化が、労働者とその家族への生活保障を後退させうる点に着目し、社会保障による補完の重要性を指摘する²⁾。こうした動向は、経済・雇用中心の考え方を反省的にとらえ直し、労働者の能力、家族構成や継承性、企業の経営方針の変化、非正規雇

用あるいは自営業などを包括し、行政の対応までも検討課題としている。

本論文は、生活保障の枠組みに依拠しながら、この生活保障を担う世帯主と世帯構成員の長期的な推移（世代間の変化とライフコースの動態）に注目する。なぜなら、近年の生活保障の不安定化は、安定した就業と世帯形成の基盤が弱い若年層にこそ顕著である可能性があり、その結果として、生活保障の担い手に変化がみられると考えられるからである。すなわち、現在の日本は、最も安定した生活保障を実現しやすい世帯類型と考えられる、「男性稼ぎ主」世帯、「標準世帯」の減少、それと同時に進行する「生活費用の担い手」の変化が生じているだろう。この3つの側面について、簡単に説明をしておこう。

最初に、これまで生活保障の体系において中心的な概念となっていた「男性稼ぎ主」型と、社会政策における「標準世帯」（定義は後述する）を整理し、世帯主と世帯構成員に実施された標本調査を用いて、その規模や特徴を確認する。大沢（1993, 2007）は、歴史アプローチと国際比較アプローチを用いて雇用、家族の支援と社会保障体系の再分析をおこない、日本の生活保障の特徴は、「男性稼ぎ主」を規範としていると指摘した。しかし、「男性稼ぎ主」を規範とした生活保障の限界は、どの程度の世帯が「男性稼ぎ主」にあてはまるのか、データの裏づけが弱いことにある。「標準世帯」は、高度経済成長期以降の社会政策上の基本家族として、想定されてきた。少子化あるいは家族形態の多様化がいわれて久しいことを考慮すると、「標準世帯」に

あてはまる世帯の割合は減少しているはずである。どちらの概念も、世帯主を中心として日本社会を理解する測定指標である。そこで、「男性稼ぎ主」と「標準世帯」の概念上の重なりと違いを整理したうえで、実際のデータで裏づけを試みることから始めよう。

他方、以上のような厳密な概念化によって「標準世帯」や「男性稼ぎ主」を測定しても、横断的なデータでは必ずしも若年期に起きている変化を十分に測定できない。そこで、この生活保障の変遷を、より測定しやすい変数である「生活費用の担い手」に注目して分析をする。誰が家族世帯の生活費用を担っているのか。生活費用の担い手に関連して、日本の収入構造の特徴を整理すると、「実収入に対して世帯主収入のウェイトが大きく、社会保障給付のウェイトが小さい」ことが知られている（埋橋 1997, pp.57-58）。さらに、その収入は、「勤め先収入単一型」であることが明らかになっている（色川 1996, pp.50, 色川 2003, pp.142-147）。生活保障の不安定化はこうした世帯主のウェイトや収入のあり方にも影響を与えているだろう。

「標準世帯」あるいは「男性稼ぎ主」という測定指標は、生活保障において、あらかじめ単独の担い手を想定し、配偶者や家族の貢献を過少に見積もってきた可能性がある。そこで本分析では、「生活費用の担い手」のように、個人と分担型のような複数の担い手を網羅できる指標を用いて生活保障のあり方を検討する。就労と世帯形成の多様化によって生活保障が不安定化している現状について、以上の概念をできるかぎり測定することに努めながら、同時にその限界にも注意しつつ測定結果を解釈することにした。

II 問題の背景と概念の定義

日本の生活保障が雇用や自営などの就業のみによって成り立たないことは、依然として家庭内で性別役割分業が維持されていることや、再分配政策の重要性が高いことにも表れている

（大沢 1993）。これまで先進諸国のほとんどがこの限界への打開策を探ってきた。自営業は倒産・廃業、雇用には失業などのリスクがつきまとう。このリスクに直面したときにも保護される安心感が生活保障には必要である。戦後日本の雇用は、長らく離転職率・失業率の低さ、勤続年数の長さ、所得格差が小さいことなどを特徴としてきた。雇用にかかわる労働市場政策の結果、雇用が広く行き渡り、また安定化するために、ジニ係数などの指標で測定される格差は抑止されてきた（大竹 2005）。雇用率の高さによって再分配政策の必要性は小さく抑えられてきたのである（宮本 2009, p.41）。しかし、1990年代の後半以降、再分配政策の重要性がより高まっている（大沢 2007）。

他方で、家族の支援も生活保障に寄与してきた。生活は、一般にいう「伝統的性別役割分業」—すなわち、男は仕事、女は家事—によって支えられてきた。男性（夫）の賃金上昇が中高年で停滞することから、女性（妻）がパート収入で補完するという「新性別役割分業」—男は仕事、女は家事と仕事—は、女性に分業役割の実質負担増を要求したと考えられる。1980年代の「日本型社会福祉」政策はこうした女性の負担増を前提として、1990年代の「男性稼ぎ主」モデルを強化したという（大沢 2006, pp.66-67）。しかし、図1にみるように、単身世帯と夫婦のみ世帯の増大と、夫婦と未婚の子のみの世帯と3世代世帯は長期的に減少してきており、「男性稼ぎ主」型の適用範囲は小さくなっていることが予測される。こうしたなか、生活保障の安定にとって、片働きから共働き世帯への期待は大きいだろう。確かに共働き世帯の平均世帯収入は高いことが確認されたが、男性世帯主の個人収入は相対的に低く、また片働き世帯の男性と比べて昇進の期待は小さい（西村 2006）。そのうえ、若年未就業やワーキングプアなどの雇用の不安定化は、これまで安定していると思われた職域にまで拡大している（大沢 2010）。そして近年、格差指標や相対的貧困率が高い状態で維持されるようになっている（小塩 2009, 西村 2010）。

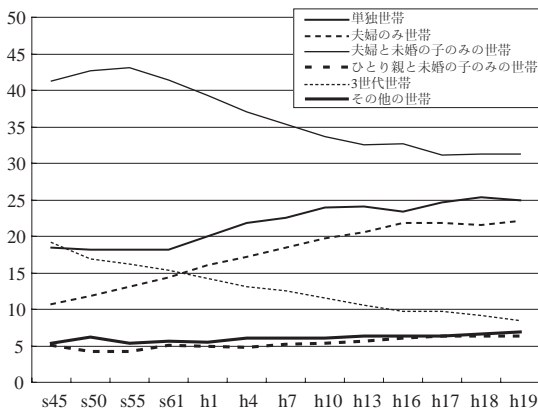


図1 世帯構成の推移 (s45-h19年)

「標準世帯」は、総務省によれば、「夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯に限定したもの」である。「標準世帯」では、世帯主の性別は問わず、就業しているか否かが条件であり、自営³⁾であるかないかの別も問わない。総務省ではこの世帯概念を昭和44(1969)年から使用している⁴⁾。近年の「標準世帯」の統計は、その家計内の収支構造を把握するために、数値は実数ではなく各収支項目の構成比で公表されており、世帯の規模や長期的な推移は明らかではない。

これに対して、「男性稼ぎ主」は、もう少し取り扱いが難しい概念である。大沢は、日本の生活保障がゆらぐ要因は、就業と福祉の供給構造が、高度経済成長期以降に導入され1980年代に成熟した、いわゆる「男性稼ぎ主」型であるためだと指摘する(大沢 2007, p.56)。「男性稼ぎ主」とは、なにより男性世帯主であり、かつ加入する社会保険の縦割り分立により自営業や専業主婦などから区別された雇用者である。2009年以降の法改正により、非正規雇用者でも加入要件を満たしていれば「男性稼ぎ主」に分類される。ここでは単純化して⁵⁾、「男性稼ぎ主」世帯を、「雇用者と専業主婦からなる」(大沢 2007, p.56)と概念化する。この概念は、雇用者を対象とするもので、自営業は含まない。「標準世帯」とは部分的に重なる概念である。「標準

世帯」と「男性稼ぎ主」の測定上の不安定さは、例えば、両者ともに妻がパート就業を開始することにより、それぞれの概念から脱落して標本数に変化が生じてしまうことである。「標準世帯」の子どもの未就業という条件も、子どもが就学により働いていないのか、それとも失業状態なのかはわからない。「子ども2人」という条件が厳しいうえに、2人の子どもが未就業という状況が長期間成立するためには、子どもの年齢差が小さいこと必要である。「男性稼ぎ主」は、男性世帯主が失業したり、独立・創業をしても、「男性稼ぎ主」ではなくなる。子育て期の家族のなかではイベントが短期間に発生する傾向があり、家族タイプの動態を横断調査で観察するには不向きな特徴をもっている。

以上のように、「男性稼ぎ主」モデルと「標準世帯」モデルの概念は、「夫婦と2人の子ども」世帯という共通項をもつものの、「男性稼ぎ主」は、さらに世帯主の性別が男性に限定され、かつ男性世帯主の就業状態と、その配偶者の無職という制限が加わる。「男性稼ぎ主」と「標準世帯」が実際にどの程度存在するのかは、管見のかぎり、明らかになっていない。

「生活費用の担い手」は、概念としては、もっとも単純である。それゆえに、性・就業状態・家族構成による制約を回避でき、単一の固定した主体を想定した「標準世帯」と「男性稼ぎ主」とは異なった側面をとらえることができる。今回は、使用する調査データの設問の設計により、生活保障の担い手の変動を把握することができる。

Ⅲ 調査の特徴と変数の組成

本論文で使用する調査データは、国立社会保障・人口問題研究所が全国300調査地区の世帯とその世帯員に対して、2007年に実施した『社会保障実態調査』である。本分析では、さらに厚生労働省が2007年に実施した『国民生活基礎調査』から、世帯員の現職情報を追加している。世帯員の中から世帯主の情報とその配偶者の情

報を抽出して分析に用いる。

具体的に分析に用いる変数は、世帯員（世帯主を含む）の「生活費用の担い手」、現職、性別、年齢、世帯構成、学歴、である。「生活費用の担い手」は、「15歳のとき」（以下、「15歳時」）、「最後の学校を卒業したとき」（以下、「学校卒業時」）、「最初に仕事に就いたとき」（以下、「初職時」）、「現在」の4時点で確認をした。これら担い手は、多重選択され、分析用に9つに再分類された。それは、「男性本人or女性世帯主の配偶者」（以下、男性）、「父親」、「母親」、「父+母」、「女性本人or男性世帯主の配偶者」（以下、女性）、「本人+配偶者」、「祖父母、きょうだいなどの多様な担い手」（以下、多様）、「公的支援+ α 」（以下、公的支援）、「無回答」である。

「現在」の生活費用の担い手の構成比を世帯主20-69歳にかぎってみると、「男性」（46.1%）、「父親」（1.3%）、「母親」（0.5%）、「父+母」（0.6%）、「女性」（9.9%）、「本人+配偶者」（4.4%）、「多様」（1.1%）、「公的支援」（2.7%）、「無回答」（27.9%）である。世帯主とその配偶者で生活費用を担うのが大半を占めている。なかでも単独で担うのは男性が多く、男女比は、4.7：1である。

現職情報は、就業状態において、大きく「自営（雇人あり）」、「自営（雇人なし）」、「正規・一般常雇」（以下、正規）、「非正規（パート・アルバイト・派遣・嘱託）・一般常雇」（以下、非正規）、「短期雇用」（以下、短期）、「無職」、「無回答」に再分類した。現職は、世帯主本人と、既婚の場合は配偶者の情報も作成した。「正規」、「非正規」、「短期」という現職雇用者の情報は、複数の条件を設定して作成している。それは上記の就業状態と雇用期間（有期・無期）である。「正規」は、「正規」かつ「一般常雇」の条件を満たすものであり、「非正規」は、「パート・アルバイト・派遣・嘱託」かつ「一般常雇」、「短期」は、「1年未満の契約雇用者」である。分析によっては、自営業を一括し、「非正規」と「短期」も一括して分析に用いている。

世帯構成は、世帯主と世帯構成員を非婚者と

既婚者に分け、それぞれ子どもの人数と親との組み合わせで再分類された。それは、「単身者のみ」、「片親1（子と同居）」、「片親2（親と同居）」、「3世代1」、「単身+その他」、「夫婦のみ」、「夫婦+子1人」、「夫婦+子2人」、「夫婦+子3人以上」、「片親3（親と同居）」、「3世代2」、「夫婦+その他」である。「夫婦+子2人」は、標準世帯と重なる。学歴は、「中卒」、「高卒」、「短大・専門卒」、「大学・大学院卒」である。

IV 分析

1 標準世帯と男性稼ぎ主と規模と若年層の変化

表1は、世帯構成と世帯主の現在の就業状態（配偶者がいる場合は配偶者の現在の就業状態）との関係を見たものである。世帯主の性別は区別していない。世帯主の就業状態は、「自営」、「正規」、「非正規」、「無職」、「世帯主の情報なし」である。この表から、2で検討した「標準世帯」の規模が明らかになる（網掛け部分）。「標準世帯」の世帯構成は、「夫婦と子ども2人」であり、かつ就業状態にかかわらず、世帯主が働いていることが要件なので、「自営」、「正規」、「非正規」との交差セルが該当する。それぞれ該当数は、35世帯、358世帯、25世帯となり合計で418世帯である。20-69歳世帯主に占める「標準世帯」の構成比は、5.5%（418/7,648世帯）になる。

表2は、同様に、2の手続きにしたがって「男性稼ぎ主」を整理したものである（網掛け部分）。以下では世帯主の年齢を20-69歳に限って確認すると、夫が正規雇用者で妻が無職の場合には、20-69歳の世帯主全体の15.4%（男性正規かつ配偶者無職1,178/20-69歳世帯主7,648）である⁶⁾。

「標準世帯」と「男性稼ぎ主」を取り出して、重なる部分と重ならない部分を示したのが表3である。はじめに、両概念を改めて整理した後、若年層を中心に年齢コウホート別にその特徴を確認しよう。「標準世帯」と「男性稼ぎ主」の共通部分は、夫婦世帯で子ども2人の世帯である。両者の数値が一致している理由は、「標準世帯」

表2 男性稼ぎ主世帯の規模と特徴 (20-69歳世帯計)

基本構成	世帯主現職 配偶者現職	20-69歳													
		正規・一般 (男女世帯主)					正規・一般 (男性世帯主)								
		自	正	非正	無職	無回答	自	正	非正	無職	無回答				
		度数	%	計		度数	%	計		度数	%	計			
世帯主		0.0	0.0	0.0	51.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	339	10.0		
片親1 (子ども同居)		0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23	0.7		
片親2 (親と同居)		0.0	0.0	0.1	7.9	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	64	1.9		
3世代		0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4	0.1		
その他		1.7	0.3	0.6	9.0	1.8	0.3	0.6	0.4	0.4	0.4	70	2.1		
夫婦のみ		25.0	27.5	18.1	23.7	4.4	658	17.7	22.8	27.3	18.1	23.6	651	19.3	
子ども1人		28.3	21.9	20.4	25.4	5.1	674	18.2	29.8	21.6	20.5	25.4	671	19.9	
子ども2人		20.0	20.5	33.0	30.4	5.3	831	22.4	19.3	20.8	32.9	30.4	828	24.5	
子ども3人以上		3.3	7.8	9.8	8.1	1.2	241	6.5	3.5	7.7	9.8	8.1	240	7.1	
片親3 (親と同居)		0.0	3.9	2.8	1.8	0.7	75	2.0	0.0	3.9	2.8	1.8	75	2.2	
3世代		10.0	10.8	8.5	4.4	2.2	218	5.9	10.5	11.0	8.6	4.4	218	6.5	
その他		11.7	7.3	6.7	5.9	1.4	191	5.1	12.3	7.4	6.7	5.9	191	5.7	
Total		60	590	867	1,179	1,015	3,711	100.0	57	583	864	1,178	692	3,374	100.0
							48.5						44.1		

表3 標準世帯と男性稼ぎ主世帯の規模とその構成

基本構成	世帯主現職 配偶者現職	標準世帯											
		標準世帯					男性稼ぎ主						
		20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳		
		(列計)	(列計)	(列計)	(列計)	(列計)	(列計)	(列計)	(列計)	(列計)			
夫婦世帯		22	154	129	91	22	418	70	356	272	333	147	1178
		5.3	36.8	30.9	21.8	5.3	100.0	5.9	30.2	23.1	28.3	12.5	100.0
その他 (単身)								20.0	20.0	0.0	20.0	40.0	5
夫婦のみ								6.8	24.1	13.7	29.1	26.3	278
子ども1人								9.4	33.8	16.7	27.4	12.7	299
子ども2人	(自営)	8.6	31.4	28.6	20.0	11.4	35	4.2	36.6	32.1	23.2	3.9	358
	(正規)	4.2	36.6	32.1	23.2	3.9	358	(85.6%)					
	(非正規)	16.0	48.0	16.0	4.0	16.0	25	(6.0%)					
子ども3人以上								4.2	38.5	40.6	15.6	1.0	96
片親3 (親と同居)								0.0	0.0	4.8	90.5	4.8	21
3世代								1.9	13.5	28.8	50.0	5.8	52
その他								2.9	17.4	20.3	37.7	21.7	69

に女性世帯主のケースが観察されていないためである。「標準世帯」には、「正規」に加えて、「自営」と「非正規」が含まれる。「男性稼ぎ主」は、男性世帯主の正規就業と配偶者無職の組み合わせのため、単身者、女性世帯主や正規就業以外の働き方は含まれない。「夫婦と子ども2人」がもっとも多く、30.4%を占める。次いで「夫婦と子ども1人」の25.4%、「夫婦のみ」の23.7%である。

年齢コウホート別の特徴は、「標準世帯」「男性稼ぎ主」とともに、結婚・出産という世帯形成に時間がかかるために、30-59歳の中高年に集中し、20-29歳の若年層の構成比率は低い。20-29歳夫婦世帯の構成比率は、「標準世帯」で5.3%、「男性稼ぎ主」で5.9%にすぎない。「標準世帯」と「男性稼ぎ主」に占める20-29歳構成比の低さは、ともに結婚年齢が高いこと、正規雇用であっても生活が安定していないからであろう。「男性稼ぎ主」の「夫婦のみ」と「子ども1人」の20-29歳構成比が「男性稼ぎ主」全体の構成比よりも高くなっているのは、第2子出産のハードルが高いことを示していると考えられる（山口 2002）。「標準世帯」と「男性稼ぎ主」は若年層を分析する指標として十分ではないことが予想され、またそのことが若年層の生活保障が社会政策や社会保障に包括されにくいことでもあるだろう。

2 生活費用の担い手の動態

ここでは、生活費用の担い手の動態について、世帯員の情報を加えて、多面的に分析をする⁷⁾。回顧的な情報をもとに、生活費用の担い手が、世帯主と世帯員のライフコースの中でどのように推移したのか、あるいは社会の変化に伴ってどのように生活費用の担い手が推移してきたのかを確認する。そのため、世帯主と世帯員のほとんどが経験したと思われる出来事で時期を調整して比較をする。具体的には、「15歳時」、「学校卒業後」、「初職時」である。これらの項目は、個人のライフコースにおいて、発生年齢が比較的近いものである。とくに時期を厳密に同定しているのは、「15歳時」である。これに対して、

「学校卒業後」と「初職時」の発生年齢は多様であると思われる。ただし、日本人のライフコースは学卒時と初職時の同年齢主義が強いことから、分散は小さいものとして利用することにした⁸⁾。

表4は、各出来事別に生活費用の担い手の構成比をみたものである。この表から明らかなのは、生活費用の担い手が、初職時に親世帯から世帯主本人（男性・女性）にシフトする傾向である（13.2%から44.1%へ）。日本の初職就職は、どの学歴段階でも、戦後一貫して学校卒業と同時に初職へと間断のない移行が見られることで知られており、就職を契機として、生活費用の担い手が親から子へと受け渡しされていることが確認できる。他方で、近年の新規学卒者の就職率の低下は、生活費用の担い手のシフトへも影響を与えていることが予想される。

そのことを確認するために、3時点の生活費用の担い手の構成を、5歳刻みの年齢コウホートで確認したのが図2~4である。これらの図は、年齢コウホートが若いほど、時期が新しいことを示している。「15歳時」の生活費用の担い手は、年齢が若いほど、「父親」と「母親」の占める割合が低くなる傾向を読み取ることができる（図2）。「父親」が生活費用の担い手であることは、15歳という年齢からしてもわかりやすいことである。けれども、戦後の日本社会は高学歴化が進行し⁹⁾、学生から職業人への移行年齢が高くなっている。最近の若者が生活費用の担い手になるのはもう

表4 生活費用の担い手

	15歳		学校卒業後		初職時	
	度数	%	度数	%	度数	%
男性	134	1.8	872	11.5	2,878	38.1
父親	3,245	42.9	2,563	33.9	688	9.1
母親	425	5.6	400	5.3	141	1.9
父+母	1,353	17.9	987	13.1	289	3.8
女性	39	0.5	132	1.7	454	6.0
本+配			4	0.1	11	0.1
多様	316	4.2	261	3.5	154	2.0
公的支援	25	0.3	33	0.4	5	0.1
無回答	1,988	26.3	2,123	28.1	2,418	32.0
その他	32	0.4	182	2.4	519	6.9
Total	7,557	100.0	7,557	100.0	7,557	100.0

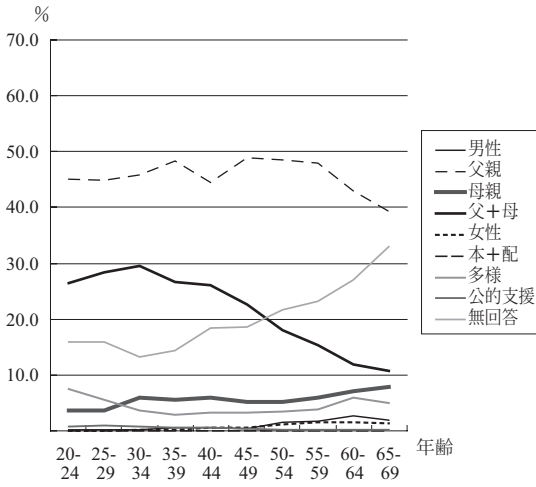


図2 15歳時の生活費用の担い手

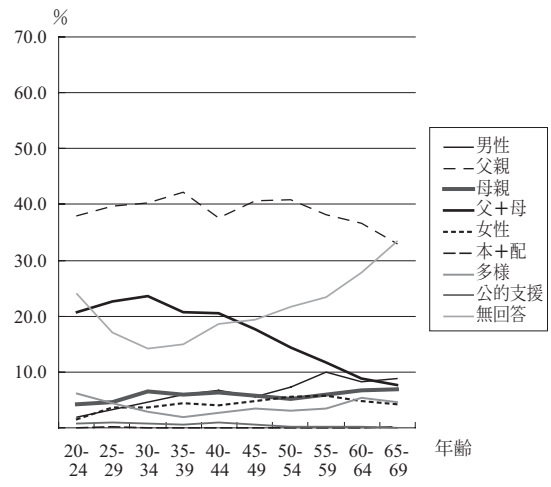


図3 学校卒業直後の生活費用の担い手

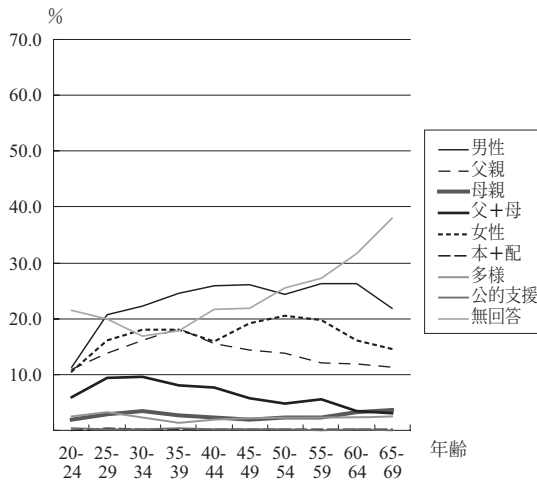


図4 初職時の生活費用の担い手

少し年齢が高くなってからのはずである。各年齢コホートの40%以上は「父親」が生活費用の担い手であるけれども、近年の変化で著しいのは、「父+母」が生活費用の担い手となる比率が高まっていることである。同じようなことは、さまざまな担い手が生活費用を分担する「多様」の近年の高まりである。

15歳の時点では、「父親」が生活費用の担い手であることは間違いない。けれども、単独で生活費用を担う傾向は減少しつつあり、「父+母」

のような分担型、あるいは共働き世帯の増加を読み取ることができるだろう。

さらに、イベントの時期を遅くして、「学校卒業後」の生活費用の担い手を確認したのが図3である。「15歳時」同様に、「父親」と「母親」の安定傾向と「父+母」の増加傾向が確認できる。単独から分担への移行である。けれども、変化は、「男性」本人の占める割合の高まりに見てとれる。時代を遡るほど「学校卒業後」に生活費用の担い手が親から子へと受け渡しされていたの

である。注目に値するのは、「男性」が「学校卒業後」に生活費用の担い手となる傾向が近年低下してきていることである。これは若い世代ほど、卒業後すぐに就職できなくなっている実態や、非正規就業など低収入による親からの自立が遅延しているとみることでも可能であろう（宮本2002）。「初職後」の結果（図4）も、確かに「男性」本人が生活費用の担い手の中心になることは明らかであるが、近年、その傾向が減少傾向にあることは同じである。20代と30代は、それ以上の年代と比べて、生活費用の担い手パターンに変化がみられている。それは、「15歳時」や「学校卒業」の結果をみるように、扶養されている時期には、「父親」か「母親」という親単独による扶養方式に加えて、父と母が協力して扶養する分担方式が登場してきたと考えられる。これらの結果は、「無回答」が過去に遡るほど（世帯員の年齢が高くなる）増大することを考慮しても変わらない。

3 本人＝担い手の動態

最後に、IVの2で確認された若年層における、「生活費用の担い手」（以下、「本人担い手」）への遅延あるいは担い手の分担といった傾向が、一時的な傾向なのか、それとも一般にいわれる若者のライフサイクルの変化なのかどうかを確認しておきたい。一時的な傾向であれば、少なくともと緊急で短期に効果をもたらす若年層への対策が求められる。ライフサイクルの変化であれば、短期的な対策に加えて、いま世代間で生じている制約を織り込んだ上で今後の議論に組み込んでいく必要がある。

表5は、初職段階で、調査の回答者が「本人担い手」となるか否かについて、5歳刻みの年齢コウホートの効果をみたものである¹⁰⁾。分析目的に応じた年齢基準の特定は、生活保障にとって分岐となる1970年代後半から1980年代初頭に初職についてと考えられる45-49歳を基準変数としている。初職段階で「本人担い手」になる傾向は、20-24歳、25-29歳、30-34歳の若年層で小さい。

表5 若年層における「本人担い手」に関連する変数

	初職時本人担い手
年齢コウホート (vs.45-49歳)	
20-24歳ダミー	-1.261 ** (0.095)
25-29歳ダミー	-0.435 ** (0.087)
30-34歳ダミー	-0.198 * (0.081)
35-39歳ダミー	-0.057 (0.079)
40-44歳ダミー	-0.091 (0.081)
50-54歳ダミー	-0.123 (0.079)
55-59歳ダミー	-0.056 (0.076)
60-64歳ダミー	-0.084 (0.082)
65-69歳ダミー	-0.319 ** (0.084)
男性ダミー	0.879 ** (0.041)
学歴 (vs.中学校卒)	
高校卒ダミー	0.558 ** (0.055)
短大・専門卒ダミー	0.756 ** (0.070)
大学・院卒ダミー	0.846 ** (0.065)
本人担い手 (15歳) ダミー	0.581 ** (0.075)
本人担い手 (最終学校卒業時) ダミー	2.224 ** (0.066)
_cons	-1.639 ** (0.082)
N	17364
LL	-9652.788

注) 標準誤差はカッコの中 (世帯内不均一性を調整済み)
+ $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

他方で、負の効果は、有意ではないとはいえ、45-49歳を基準にすると全年齢コウホートでその傾向は小さく、65-69歳は有意に小さい。すなわち、「本人担い手」は、40-64歳でなりやすく、1950年代に初職に就いた65-69歳ではなりにくく、近年の若年層もなりにくい。2007年当時、35歳から団塊の世代までは、初職時に安定的に生活費用の担い手となることができ、同時に家族形成を始めることもできたのであろう¹¹⁾。このような動向が、「標準世帯」あるいは「男性稼ぎ主」ととらえられたと考えられる。近年若年層で広がる「本人担い手」のなりにくさは、想定した

ような、一時的なものとも、ライフサイクルの変化とも判断しにくい。また、就業機会の背後にある景気変動などの外生的な要因も考えられる。

V まとめ

本分析の結果をまとめよう。「標準世帯」は、社会政策における基準となる概念であるが、その規模は、20-69歳の世帯主がいる世帯の5.5%にすぎない。この概念によって捕捉される世帯は多くはない。「男性稼ぎ主」型の世帯構成は、伝統的なものではなく、1980年代に成熟したものである。生活保障の不安定化を測定するために、「男性稼ぎ主」型をより幅広く理解した、「夫が正規雇用者で妻が無職」の世帯には、20-69歳の世帯主のいる全世帯の15.4%である。「男性稼ぎ主」型の世帯は、「夫婦と子ども2人」世帯がもっとも多く、30.4%を占める。次いで「夫婦と子ども1人」世帯が25.4%、「夫婦のみ」世帯が23.7%である。

「標準世帯」と「男性稼ぎ主」の世帯は、30-59歳の中高年に集中しており、その傾向は、世帯主が「正規」雇用である世帯にかぎっても同じである。これらの概念の特徴が、若年の世帯をとらえていないとすると、現在の社会保障・政策に若年の世帯の状況を考慮していないことを示唆している。

学校に通学している間は、「生活費用の担い手」の大多数は「父親」、一部を「母親」がそれぞれ単独で担っていたと示唆されるが、若年世帯では、「父+母」や、その他の家族で生活費用を分担するようになってきた。最終学校を卒業するころには、「父親」や「母親」が単独で生活費用を担う傾向は急減し、代わって「男性」世帯主本人が生活費用を担うようになった。一部の世帯の「生活費用の担い手」は、「学校卒業」に親から子へと移行していたようである。この傾向は若年世帯ではさほど強くなく、むしろ「父+母」という生活費用の分担型が行われる傾向がみられた。共働き世帯は、ここ20年の間に学校

を卒業した世代からみられるようになった。就職を契機として、「男性」世帯主本人が生活費用の担い手の中心になることが確認されたが、若年の世帯では、その傾向は減少傾向にある。

中高年に比べて若年層において確認される初職時の「本人担い手」のなりにくさは、一時的な景気要因あるいは若年層のライフサイクルの変化だけで説明するのは十分ではない。30代後半から団塊の世代には、「本人担い手」の相対的ななりやすさがあったと考えられるからである。単独で世帯の生活保障を支えることを想定する「標準世帯」あるいは「男性稼ぎ主」は、この時代の「本人担い手」の相対的ななりやすさをモデル化したものである。データからは、若年層の「本人担い手」のなりにくさと、「父+母」という生活費用の分担型の増大が確認された。これは、若年層で単独で生活保障の担い手になるのは厳しいことを示しているし、初職時に「本人担い手」になりやすかった年齢層でも、その後、仕事や家族形成のキャリアに応じて分担型へ移行する新性役割分業（男は仕事、女は家事と仕事）あるいは男女ともに仕事と家事をこなす共働き世帯という家族形成を選択せざるをえない実態を示している。生活保障の基盤形成において、若年層の就業と家族形成が、担い手の単独型を想定していても、実態としては分担型であること、そして、現段階では、中高年から団塊層までの担い手が単独型であったのは景気上昇期の一時的なものであった可能性を排除することはできないのである。

以上、本論文では、生活保障の観点から出発して、そのキー・パーソンである担い手を3つの側面から検討し、だれが生活保障を担っているのかを描き出した。社会保障・社会政策で基準として用いられている「標準世帯」、比較福祉国家論やワークライフバランスなどで基本構成とされる、「男性稼ぎ主」型の世帯構成、そして、これら2つと異なり、キー・パーソンを網羅的に把握できる「生活費用の担い手」である。3つの指標は、それぞれが測定する特性ゆえに、これまで社会保障・社会政策がもち続けた限界も明

らかにしたと考えられる。それは、生活保障を支える日本の社会保障・社会政策が、もっとも不安定化が進むと考えられる若年層に対して、柔軟に対応できないでいることである。若年就業が従来の正規雇用から非正規へとシフトし、ワーキング・プアが顕在化し、あるいは貧困へと転落するリスクが高くなっているなかで、生活保障の担い手について、「単独型」を想定するという致命的な欠陥の是正も求められるところであろう。

謝辞

本稿改訂にあたり、本特集執筆者、日本女子大学の沢真知子氏、岩田正美氏にはさまざまなご示唆をいただいた。十分に生かすことができず今後の課題となってしまった重要な指摘、残りうる誤りなどはすべて筆者の責に帰するものである。

注

- 1) 生活保障の概念も論者によって微妙に異なる。例えば、宮本(2009)は、20世紀福祉国家の仕組みと、国内の政治体制との文脈で把握する。大沢(2006)は、日本の近代化の文脈で把握する。
 - 2) 企業経営の観点からのアプローチは、ファミリー・フレンドリー政策となる(佐藤・三船2005)。
 - 3) 自営業では、家族は協業するため、「稼ぎ主」は男性でなくても構わない。
 - 4) 総務省の「家計調査」では、昭和44-46年までの「標準世帯」、昭和47年以降の「4人世帯(有業人員1人)」と同じである。
 - 5) 厳密な意味は、「夫は雇用者の年金制度に加入しつづけ、妻は雇用者年金に加入しなかったと仮定されている」というように、40年間ほどのかなり長期的な雇用継続を要求する。
 - 6) 改正パート労働法の影響で、社会保険の加入要件が引き下げられたために、非正規雇用を含むことも可能になっているが、今回は含めていない。
 - 7) 本データは世帯主をランダム・サンプルし、すべての個人をランダム・サンプルしているわけではない。そのため、世帯主を母集団として分析することになる。世帯主でない個人を含んだ日本の住民全体への一般化することはできない。
- ような分析を行うことは今後の課題である。
- 8) 他方で、回顧情報は世帯主の年齢が高くなるにしたがって誤差を含むであろう。そして、実際のデータでは、無回答率が高くなっていることに留意が必要である。
 - 9) 大学進学率は2009年に50.2%に到達しており、これは20年前の24.7%の2倍である。
 - 10) 本データセットは、個人のランダム標本ではないので、同一世帯内で観察される標準誤差の調整とロバストネスのチェックを行っている。
 - 11) ここでは生活費用の担い手となることと、家族形成の同時発生的な関係について指摘し、因果関係を指摘するものではない。

参考文献

- 色川卓男(1996)「94年家計構造比較」『生活構造の日韓比較』大蔵省, pp.47-67。
 ———(2003)「勤労者家計構造の国際比較—日・米・韓・独の比較—」埋橋孝文編『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房, pp.135-165。
 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較』日本評論社。
 大沢真知子(2006)『ワークライフバランス社会へ—個人が主役の働き方』岩波書店。
 ———(2010)『日本型ワーキングプアの本質』岩波書店。
 大沢真理(1993)『企業中心社会を超えて』時事通信社。
 ———(2007)『現代日本の社会保障システム—座標とゆくえ』岩波書店。
 大竹文雄(2005)『日本の不平等』日本経済新聞社。
 小塩隆士(2009)『再分配の厚生分析—公平と効率を問う』日本評論社。
 佐藤博樹・御船美智子(2006)「対談 ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて」『季刊家計経済研究』pp.8-16。
 東京大学社会科学研究所編『「失われた」10年を超えて I』東京大学出版会。
 西村幸満(2007)「男性の仕事と生活の調和に関する実態分析」『仕事と生活』労働政策研究・研修機構, pp.234-250。
 ———(2009)「生活保障としての働き方と技能形成の変化」『社会保障と経済1 企業と労働』東京大学出版会, pp.53-72。
 ———(2010)「世帯収入による貧困測定の試み—1999-2005年の貧困率と世帯主の特徴との関連について」『季刊社会保障研究』No.46, Vol.2, pp.127-138。
 広井良典(2008)「新しい生活保障システムの構想—産業政策と福祉政策の統合」船橋恵子・宮本みち子編『雇用流動化の中の家族—企業社会・家

族・生活保障システム』ミネルヴァ書房, pp. 167-189。
宮本太郎 (2009) 『生活保障—排除しない社会へ』岩波新書。
山口一男 (2002) 「夫婦関係満足度とワーク・ライ

フ・バランス：少子化政策の欠かせない視点」RIETI Discussion Paper Series, 06-J054。
(にしむら・ゆきみつ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第2室長)